

目次

1. モスクワ税務署47番の納税番号の一部(KPP)の変更
2. モスクワで勤務する外国人の確定申告の提出先変更
3. 来年度からの税法変更法案-CFCルール、居住者ルールの変更
4. 労働許可証取得に要請されるロシア語試験の状況
5. 2015年外国人雇用枠の承認状況
6. 商法(Civil Code)改正についてのEYセミナーご案内



1. モスクワ税務署47番の納税番号の一部(KPP)の変更

ロシアにおける納税者の番号は、納税番号(INN)と登録理由コード(KPP)から構成されます。

モスクワに所在する外国法人の駐在員事務所および支店は税務署47番へ登録されていますが、その税務署47番の登録理由コード(KPP)が、2014年9月19日付で変更されました。

納税者番号(INN / ИНН): 7710326120 (変更なし)

登録理由コード(KPP / КПП): 新770701001 (旧73301001)

そこで、外国法人が、法人税を納付する場合や、個人所得税を源泉して代理納付する場合、銀行の送金の指示書には変更後のコードの記載が必要となります。旧コードを送金指示書に記載された場合、税務署側で送金について適切に認識できないリスクがあります。尚、税務署47番に登録されている外国法人の納税者番号の中のKPPIには変更ありません。

2. モスクワで勤務する外国人の確定申告の提出先変更

モスクワで働いている外国人の年度末・確定申告は、従来、税務署47番が窓口となってきました。2014年9月末以降、新規に確定申告を提出する場合、個人の滞在登録住所の管轄税務署に確定申告を行うこととなります。

尚、すでに税務署47番へ提出した確定申告書の修正申告は今年の年末まで同税務署47番で受理されます。

3. 来年度からの税法変更法案-CFCルール、居住者ルールの変更

財務省はDeoffshorization(脱オフショア化政策)の一環として、2015年1月1日からCFCルールの導入、居住者ルールの変更について税法改正を検討していますが、2014年9月2日付けで発表された法案は今年の春の法案から大きく修正されています。変更点の詳細はRussian Tax Brief September 2014 ([http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-rtb-september-2014-eng/\\$FILE/EY-rtb-september-2014-eng.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-rtb-september-2014-eng/$FILE/EY-rtb-september-2014-eng.pdf)) をご参照ください。

4. 労働許可証取得に要請されるロシア語試験の状況

2015年1月以降、外国人が一般の労働許可証を取得する際、ロシア語・ロシアの歴史・法律の知識を問う試験に合格した旨の証明書が必要となります。

試験はロシア国内外の指定教育機関

(http://www.fms.gov.ru/foreign_national/centry_test_ru_s/) で実施され、日本でも東京・大阪・札幌に会場が設置されます。試験の詳細は教育機関のサイト

(<http://rustest.sci.pfu.edu.ru/>) にも掲載されていますが、9月末現在はまだ3つの試験が全て受験できる状況ではないとのこと。

本試験が免除されるのは、現状では、高度な専門性をもつ外国人(HQS)、フルタイムで学位取得のために教育機関に在籍しながら働く外国人学生、特定分野のジャーナリストに限定されています。

尚、「高度な専門性をもつ外国人(HQS)」に関する変更点は次の通りです。

- 2015年1月以降、外国法人の駐在員事務所も申請が可能

- 特定のIT 関連企業はHQS としての所得基準が年間200万ルーブルから100万ルーブルに引き下げ(従来は、高等教育機関などで勤務する研究者・教育関係者や、特定分野の経済特区の居住者にのみ100万ルーブルの所得水準が設定)

詳細は、People Focus 9月号「入管法上の最近の変更点」、([http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-people-focus-september-2014-eng/\\$FILE/EY-people-focus-september-2014-eng.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-people-focus-september-2014-eng/$FILE/EY-people-focus-september-2014-eng.pdf))

および、関連HCアラート

([http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-HC-Alert-21-July-2014-Eng/\\$FILE/EY-HC-Alert-21-July-2014-Eng.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-HC-Alert-21-July-2014-Eng/$FILE/EY-HC-Alert-21-July-2014-Eng.pdf)) をご覧ください。

5. 2015年外国人雇用枠の承認状況

2015年の外国人雇用枠(モスクワでの申請期限は2014年7月1日)の承認状況につき各企業宛へ通知が送付されはじめています。

雇用枠専用サイト(<http://www.migrakvota.gov.ru>)でも、雇用枠の承認状況が確認できます。雇用枠の否認・削減理由として、例年同様、「ロシア人従業員でも代替可能」というものが多くみられます。

6. 商法(Civil Code)改正についてのセミナーご案内

下記イベントはロシア語となりますのが、ご関心のある方は、ご連絡ください。

テーマ: ロシアの商法(Civil Code)の改正について

日時: 10月14日(火) 9:30~

場所: EY モスクワ事務所

使用言語: ロシア語、参加費: 無料

参加ご希望の方はメールをお送りください。

Lolakhon.Inogamdjanova@ru.ey.com

+7 (495) 755-9700 ext.4053

<ご注意>

本資料では、各トピックにおける概要を一般情報としてまとめたものです。クライアントのロシア取引に際してのアドバイスではありませんので、このニュースの情報をもとに行われた取引について弊社では責任を負いません。

各取引を行うにあたっては、事前に専門家のアドバイスを受けることをお勧め致します。

日本語でのお問い合わせ先

Ernst & Young LLC Moscow

松本: Yuko.Fite@ru.ey.com

+7 (495) 755-9759

新庄: Wakako.Shinjo@ru.ey.com

+7 (495) 755-9700 ext.4004

ローラ: Lolakhon.Inogamdjanova@ru.ey.com

+7 (495) 755-9700 ext.4053

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

© 2014 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。